

議員提出議案第五号

箕面市議会会議規則改正の件

箕面市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十七日提出

箕面市議会議員 林 恒 男

同 神 田 隆 生

同 中 嶋 三 四 郎

同 田 中 真 由 美

同 神 代 繁 近

箕面市議会規則第 号

箕面市議会会議規則の一部を改正する規則

箕面市議会会議規則（平成十六年箕面市議会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（確認権）

第五十六条の二 説明のため会議に出席した市長その他の執行機関の代表者又は委員及びその委任又は囑託を受けた者（以下「市長等」という。）は、質疑等をした議員に対して議長の許可を得てその趣旨を確認することができる。

第五十九条第一項中「会派（二人以上の所属議員を有するものに限る）」を「政策会派（箕面市議会基本条例（平成三十年箕面市条例第 号）を「政策会派（箕面市議会基本条例（平成三十年箕面市条例第 号）第十七条第一項に規定する政策会派をいう）」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（確認権）

第六十八条の二 説明のため委員会に出席した市長等は、質疑等をした委

員に対して委員長の許可を得てその趣旨を確認することができる。
別表代表者会議の項中「会派間」を「政策会派間」に、「会派代表者」を「政策会派代表者」に改め、同表箕面市議会だより編集委員会の項中「会派選出議員」を「政策会派選出議員」に改め、同表に次のように加える。

議会改革検討会議	議会の改革、改善等に関して必要な事項について協議を行うため	全議員	議長
----------	-------------------------------	-----	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市議会基本条例の制定に伴い、関係規定を整備するため、本規則を改正するものである。